

鹿労発基 0626 第1号
平成29年6月26日

公益社団法人鹿児島県労働基準協会
会長 謙訪健筈 殿

鹿児島労働局長

印

「緊急かごっまゼロ災運動」の実施について
— 労働災害防止活動の取組強化に係る特別要請 —

日頃より労働行政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、鹿児島県における労働災害による休業4日以上の死傷者数（以下「死傷者数」という。）は関係各位のご協力により長期的には減少しておりますが、当局が定める「第12次労働災害防止計画」（平成25年～平成29年）の4年目となる平成28年の死傷者数は、平成12年以降最多となる1,985人まで増加し、対前年比234人（13.4%）増加となっております。

増加している背景要因として、経済的要因による影響も考えられますが、人手不足が顕在化し、企業における安全衛生管理体制や取組活動の形骸化、または、作業の効率を優先し、安全対策が十分に行き届いていない等の問題が認められるところであります。

また、商業や社会福祉施設などの第三次産業においては、安全に対する意識が事業者、労働者ともに稀薄であり、加えて、離職率の高まりとともに、経験が浅い労働者の占める割合が高まっており、安全についての研修や教育が十分に行われていないとの指摘もなされているところです。

さらに、雇用期間の延長等により高年齢労働者が増加する中、加齢による身体機能の低下などを原因とする転倒災害なども増加しております。

こうした労働災害をめぐる状況等を踏まえ、当局においては、急増する労働災害に歯止めをかけ、減少に転じさせるため、本年5月25日から12月31日までの期間を「鹿児島労働局労働災害防止対策（緊急かごっまゼロ災運動）実施期間」（以下「緊急かごっまゼロ災運動実施期間」という。）と定め、より一層、労働災害防止対策の強化を図ることとし、その実施事項を「緊急かごっまゼロ災運動実施要綱」（以下「要綱」という。）として別添のとおり定めました。

貴職におかれましては、緊急かごっまゼロ災運動実施期間の設定の趣旨にご理解をいただきますとともに、下記の事項を含め、要綱に定めた事項について、傘下会員への働きかけに特段のご配慮を賜りますよう、要請いたします。

なお、当局としては、今後の対策に資するため、「緊急かごっまゼロ災運動」

の実施結果を把握・取りまとめることとしていますので、誠にお手数ですが、貴職が要綱に基づき取組まれた事項について、平成30年1月31日（水）までに、当局健康安全課まで御報告（任意様式）をいただきますよう、併せてお願ひいたします。

おって、要綱に関する周知啓発用リーフレット等の資料を当局ホームページにも掲載していますので、傘下会員への働きかけの際にご活用下さい。

（http://kagoshima-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/topics/topics_h29/2017-0606-2.html）

記

- 1 就入れ時及び作業変更時の安全衛生教育を確実に実施すること。
- 2 転倒災害防止対策に取組むこと。
- 3 クールワークで熱中症予防対策に取組むこと。
- 4 高年齢労働者に対する労働災害防止対策に取組むこと。

【担当課】

鹿児島労働局労働基準部健康安全課

〒892-0816

鹿児島市山下町13-21 鹿児島合同庁舎2階

TEL099-223-8279

Fax099-223-0575

鹿児島労働局労働災害防止対策

【緊急かごっまゼロ災運動】

— H29.5.25～H29.12.31 —

県内の労働災害による休業4日以上の死傷者数が急増しています

○ 平成28年の労働災害による死傷者数 【グラフ1、2】

死者数:20人(前年比3人、17.6%増加)

死傷者数:1,985人(前年比234人、13.4%増加)

○ 転倒灾害と墜落・転落災害で、全体の4割強を占める 【グラフ3】

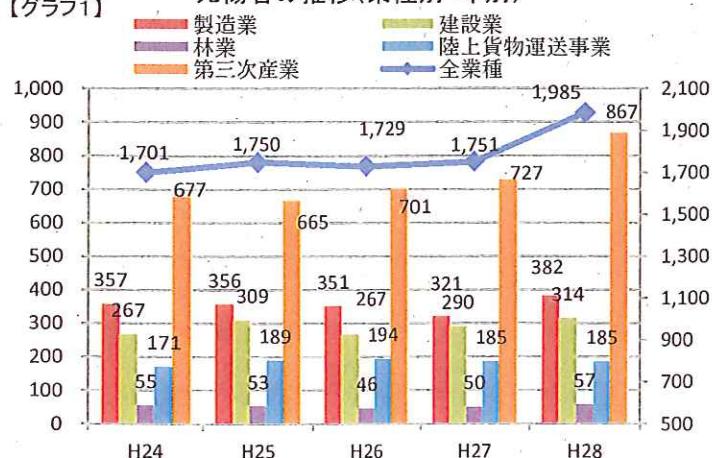
鹿児島労働局は、急増する労働災害の発生に歯止めをかけ、減少に転じさせることを目指し、「鹿児島労働局労働災害防止対策(緊急かごっまゼロ災運動)」を設定・展開し、県下の各事業場及び労働者並びに関係団体等に対し労働災害防止への取組の促進を働きかけ、一層の労働災害防止対策の強化を図ることとしています。

労使一体となって、労働災害のない安全・安心な職場の実現のための積極的な取組を一層推進しましよう(「緊急かごっまゼロ災運動実施要綱」(裏面参照))。

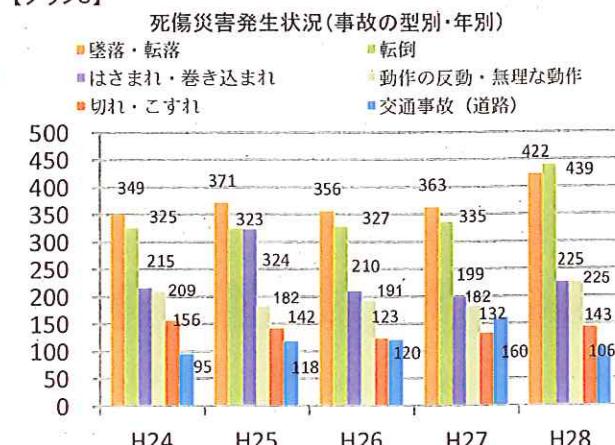
◇ 経営トップによる「安全パトロール」や「安全衛生活動の総点検」を実施しましよう。
◇ 職場における安全管理者・安全推進者等の選任など安全衛生管理体制等を整備・確立し、その職務を励行させましょう。

◇ 雇入れ時及び作業変更時の安全衛生教育を確実に実施しまよう。
◇ 転倒災害防止対策に取組みましょう。 ◇ クールワークで熱中症予防対策に取組みましょう。
◇ 高年齢労働者に対する労働災害防止対策に取組みましょう。 【グラフ4】

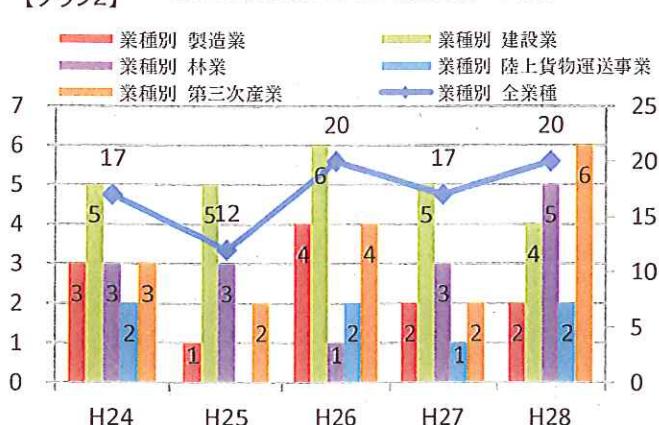
【グラフ1】死傷者の推移(業種別・年別)



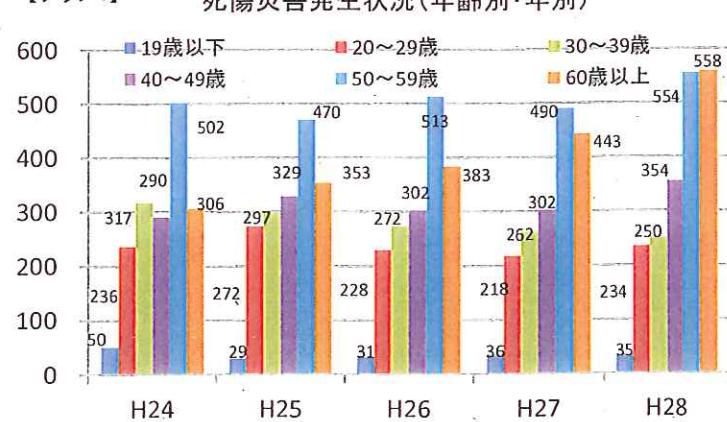
【グラフ3】死傷災害発生状況(事故の型別・年別)



【グラフ2】死亡災害発生状況(業種別・年別)



【グラフ4】死傷災害発生状況(年齢別・年別)



鹿児島労働局労働災害防止対策(緊急かごまゼロ災運動)実施要綱(抄)

1 楽 趣 旨

鹿児島県における労働災害による休業4日以上の死傷者数は、平成28年は平成12年以来最多となる1,985人にまで増加し、対前年比234人(13.4%)の増加となっている。また、死亡者数は20人となり、対前年比3人(17.6%)増となっている。

これらの増加の背景として、景気等の経済的要因による影響、人手不足が顕在化している影響のほか、製造業、建設業等での従来型の労働災害が増加傾向にあることに加え、保健衛生業、商業等の第三次産業においては、安全に対する意識が稀薄であることや安全についての研修や教育が的確に実施されていないこと、さらには高年齢労働者数が増加する中、高年齢労働者の加齢による身体機能の低下などを原因とする転倒災害の増加なども要因の一つと考えられる。

このような労働災害の急増を踏まえ、労働災害の発生に歯止めをかけ、減少に転じさせることを目指し、県下の各事業場及び労働者並びに関係団体等に対し労働災害防止対策への重点的な取組の促進を働きかけ、一層の労働災害防止対策の強化を特に図る。

2 実 施 期 間

平成29年5月25日～平成29年12月31日

3 実 施 者

鹿児島労働局、労働基準監督署

4 実施事項(抄)

鹿児島労働局・労働基準監督署

災害防止団体・業界団体等・事業者

- 労働災害防止団体、関係団体等に対する労働災害防止活動の取組強化に関する特別要請
- 建設現場パトロールの実施
- 第三次産業に属する事業場に対して、監督指導、個別指導、集団指導等の実施
- 食料品製造業・飲食店・小売業・社会福祉施設・医療保健業に対する緊急自主点検の実施
- 特に、高年齢労働者の転倒災害防止対策のとして、「ストップ! 転倒災害プロジェクト(*1)」の周知・啓発

(*1) STOP! 転倒灾害 プロジェクト

滑り	つまずき	くずれ
 〈主な原因〉 ・床が滑りやすい素材である。 ・床に水や油が飛散している。 ・ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。	 〈主な原因〉 ・床の凹凸や段差がある。 ・床に荷物や商品などが放置されている。	 〈主な原因〉 ・大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業している。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください!
「STOP! 転倒災害プロジェクト」

STOP! 板用

【共通】

- 経営トップによる「安全パトロール」、「安全衛生活動の総点検」の実施
- 安全衛生管理体制等の整備・促進・職務励行
- 雇入れ時・作業変更時の安全衛生教育の実施
- ストップ! 転倒災害プロジェクトの取組促進
- 高年齢労働者対策
- 熱中症対策の実施

【食料品製造業】

- 4S活動(*2)の推進等による転倒、転落災害防止対策の推進
- 食品加工用機械等によるはさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ災害の防止対策の推進

【建設業】

- 足場・梁、はしご・脚立などからの墜落・転落災害防止対策の推進、また、ハーネス型安全帯の普及促進
- 伐木作業・かかり木作業時の安全対策の推進

【林業】

- 伐木作業・かかり木作業時の安全対策の推進、特に、合図、避難確認の徹底

【社会福祉施設・医療保健業】

- 腰痛予防対策

- 4S活動の推進等による転倒、転落災害防止対策の推進

【小売業】

- 4S活動の推進等による転倒、転落災害防止対策の推進

(*2)

4Sとは「整理」「整頓」「清掃」「清潔」のこと、これらを日常的な活動として行うのが4S活動です。

